

議案第38号

川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団 長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000

部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、勤務年数が35年以上の消防団員の退職報償金の額を定め、及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。